

～ふるさとと産品創出支援事業～

クラウドファンディングを活用して
新たな地場産品創出を応援します！

支援制度の概要

新たなふるさと産品を創出しようとする事業者に対し、ふるさと寄附金制度を活用したクラウドファンディング（以下「CF」という）により集まった寄附金を原資として、補助金を交付する制度です。

CFで集めた額の3/10を補助

※補助額が補助対象経費の半分集まったら事業開始



支援制度のイメージ

(例) 羽生市産フルーツサンドプロジェクト



フルーツの取り扱いに加えて
新商品としてフルーツサンドを
作って返礼品にしたい！
そのために必要な急速冷凍機の
購入費用60万円をCFで
資金調達してみよう！



フルーツサンド完成!!
返礼品に登録へ

補助事業実施

機材購入費 **60万円** をCFで調達するイメージ
(補助対象経費)



- ①寄附目標額を 100 万円（補助額 30 万円）に設定。CF を実施し、達成した時点で事業開始
- ②寄附目標額を達成後も寄附額が 200 万円（補助額 60 万円）に達するまで CF 実施期間において引き続きCFを継続することも可能

支援制度の概要

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">● 創出したふるさと産品を市ふるさと寄附金の返礼品として登録する意思を有する者● 事業所等を有する、または開設を予定する者で、交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
補助金額	<ul style="list-style-type: none">● 交付する補助金はCF等により資金調達し、寄附額の10分の3を交付します。 CF等による寄附額の10分の3が、ふるさと産品の創出に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合、補助金を交付します。 (注) 寄附目標額に達しなかった場合であっても、市との協議により補助金を交付する場合があります。● 寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）を超えない額を交付します。（補助対象経費の全額補助も可能）
補助対象経費	新たなふるさと産品の生産、製造および加工に要する施設・設備等に関するもの <ul style="list-style-type: none">● 工場・作業場等の建物取得に係る建設費● 建物付帯設備の整備または取得に要する経費● ふるさと産品創出に要する構築物の取得および機械装置等の取得に係る経費● 建物賃借による増改築費● 備品購入費（当該創出に要するものに限る）● 委託費（当該創出に要するものに限る）● 外部評価費（当該創出に要するものに限る）● その他新商品・新サービス開発等に要する経費

スケジュール

